

## 令和2年度 第6回鹿屋市農業委員会総会議事録

- 1 日 時：令和2年9月23日（水） 午前9時から午前10時35分
- 2 場 所：鹿屋市役所7階大会議室
- 3 委 員

出	中塩屋 均	出	新原 晃憲	出	畠井 孝二	欠	榎原 辰夫
出	堀之内 節子	出	倉田 雪男	出	園田 誠	出	福元 康光
出	障子田 勝	出	田中 次男	出	村山 みつ子	出	木場 夏芳
出	新村 良廣	出	泊 義秋	出	寺下 幸弘		
出	上之原 昇	出	郷原 實行	出	上野 輝男		
出	西ノ原 敏男	出	牧之瀬 弘行	出	有村 隆		

### 推進委員

出	垣内 直人	出	栗山 タカ	出	西元 貞幸	欠	清水 洋平
出	大園 和幸	出	高田 裕幸	出	徳田 潤一	出	入佐 哲朗
出	鶴田 勉	出	田村 利秋	出	本村 ヤス子	出	川崎 守
出	上穂木 紀順	—	—	出	持増 正		
欠	永山 智哉	出	藏ヶ崎 俊光	出	有馬 研一		
出	谷口 芳久	出	鬼塚 哲郎	出	立元 和揮		

### 4 部外者出席

農林水産課 農業振興管理係

主査 山中 俊明

### 5 事務局職員

局 長	長友 浩志
次長兼振興係長	西迫 博
農地係長	下原 隆二
主 査	福嶋 雅明
主 査	井手口 剛
主 査	関口 実
主 査	梶原 宏行（輝北総合支所産業建設課）
主 査	鳥巢 良和（串良総合支所産業建設課）

6 総会日程 [議事]

- ・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について
- ・農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
- ・農地法第4条の規定による許可申請の意見決定について
- ・農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について
- ・農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
- ・非農地証明について
- ・農地移動適正化あっせん申出について

[報告]

- ・農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について
- ・農地転用の申請に伴う変更について
- ・農地法違反転用について

[その他]

- ・令和2年度地域別農業委員会農地利用最適化推進会議について
- ・鹿屋市農業まつりについて
- ・令和2年7月豪雨災害義援金の募集について

7 議事経過 別紙のとおり

8 署名委員 中塩屋 均 委員 ・ 堀之内 節子 委員

本日の会議顛末について、会長は職員をしてこの会議録を調製せしめ、委員と共に署名する。

鹿屋市農業委員会会長

鹿屋市農業委員

鹿屋市農業委員

令和2年度 第6回鹿屋市農業委員会総会議事録

令和2年9月23日(水) 開会 午前9時 閉会 午前10時35分

鹿屋市役所7階大会議室

(開会)

局長 それでは、皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。「一同礼」着席してください。

議長 ただいまから、令和2年度第6回鹿屋市農業委員会総会を開会いたします。

事務局長に委員の出席状況を報告してもらいます。

局長 本日の委員の欠席は、榎原委員の1名です。出席委員数は、20名で定数に達していますので、総会は成立していることを報告します。推進委員の欠席は、清水委員、永山委員の2名です。なお大園委員が途中退席をされます。

鹿屋市農業委員会規則第13条の規定により、議長は会長が務めることとなっていますので、以降の議事の進行は、木場会長にお願いします。

議長 鹿屋市農業委員会規則第31条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議席番号1番の中塩屋委員と、2番の堀之内委員を指名します。本日の会議書記は、事務局職員の井手口主査を指名いたします。これより議事に入ります。

議長 1頁、議案第44号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下原 議案第44号、1頁から78頁です。初めに利用権設定について、2頁で説明します。

公告年月日は、令和2年9月24日です。合計面積は、88万9千661.24㎡、うち更新分4万9千657㎡、内訳、田2万8千823㎡、畑78万1千778.24㎡、樹園地7万9千60㎡です。利用権を設定する者231人、設定を受ける者67人です。始期はいずれも令和2年10月1日です。期間は1年、3年、5年、6年、10年、20年です。次の3頁から65頁は設定期間、権利区分及び設定内容別です。

初めに3頁です。1番、2番は、設定期間が1年で、賃借権で新規設定。

次の3番から9頁の30番までは、設定期間が3年です。3頁、3番、4番は使用貸借権で新規設定。

次に、4頁、5番から8番までは全て賃借権で新規設定。9番は使用貸借権で新規設定。

次に、5頁、10番は賃借権で新規設定。11番、12番は農業委員会の取決め制限でありますので、後ほど説明いたします。13番は賃借権で新規設定。

次に、6頁、14番から17番までは全て賃借権で新規設定。

次に、7頁、18番から21番までは全て賃借権で新規設定。

次に、8頁、22番から25番までは全て賃借権で新規設定。

次に、9頁、26番、27番は賃借権で新規設定。28番は賃借権で再設定。29番、30番は使用賃借権で再設定。

次に、10頁、31番から23頁の81番までは、設定期間が5年です。10頁、31番は賃借権で新規設定。32番は使用賃借権で新規設定。33番は賃借権で新規設定。34番は次の頁にかけて、賃借権で新規設定。

次に、11頁、35番から37番までは全て賃借権で新規設定。

次に、12頁、38番は賃借権で新規設定。39番は使用賃借権で新規設定。40番から42番までは全て賃借権で新規設定。

次に、13頁、43番から45番までは全て賃借権で新規設定。

次に、14頁、46番から50番までは全て賃借権で新規設定。

次に、15頁、51番、52番は賃借権で新規設定。53番は次の頁にかけて、使用賃借権で新規設定。

次に、16頁、54番から57番までは全て使用賃借権で新規設定。

次に、17頁、58番から60番までは全て使用賃借権で新規設定。

61番は賃借権で新規設定。

次に、18頁、62番から64番までは全て賃借権で新規設定。65番は、次の頁にかけて、使用賃借権で新規設定。

次に、19頁、66番、67番は賃借権で新規設定。

次に、20頁、68番から71番までは全て賃借権で新規設定。

次に、21頁、72番から75番までは全て賃借権で新規設定。

次に、22頁、76番から80番までは全て賃借権で新規設定。

次に、23頁、81番は賃借権で再設定。

次の82番から50頁の189番までは設定期間が6年です。23頁、82番から84番までは全て賃借権で新規設定。

次に、24頁、85番から88番までは全て賃借権で新規設定。

次に、25頁、89番から92番までは全て賃借権で新規設定。

次に、26頁、93番から95番までは全て賃借権で新規設定。

次に、27頁、96番から99番までは全て賃借権で新規設定。

次に、28 頁、100 番から 102 番までは全て賃借権で新規設定。

次に、29 頁、103 番から 106 番までは全て賃借権で新規設定。

次に、30 頁、107 番から 110 番までは全て賃借権で新規設定。

次に、31 頁、111 番から 114 番までは全て賃借権で新規設定。

次に、32 頁、115 番から 117 番までは全て賃借権で新規設定。

次に、33 頁、118 番から 122 番までは全て賃借権で新規設定。

次に、34 頁、123 番は、使用賃借権で新規設定。124 番、125 番は賃借権で新規設定。

次に、35 頁、126 番から 130 番までは全て賃借権で新規設定。

次に、36 頁、131 番から 133 番までは全て賃借権で新規設定。134 番、次の頁の 135 番は、農業委員会の取決め制限でありますので、後ほど説明いたします。

次に、37 頁、136 番から 138 番までは全て賃借権で新規設定。

次に、38 頁、139 番から 142 番までは全て賃借権で新規設定。

次に、39 頁、143 番から 146 番までは全て賃借権で新規設定。

次に、40 頁、147 番から 149 番までは全て賃借権で新規設定。150 番は使用賃借権で新規設定。

次に、41 頁、151 番から 155 番までは全て賃借権で新規設定。

次に、42 頁、156 番から 159 番までは全て賃借権で新規設定。

次に、43 頁、160 番から 162 番までは全て賃借権で新規設定。163 番は農業委員会の取決め制限でありますので、後ほど説明いたします。164 番は賃借権で新規設定。

次に、44 頁、165 番から 168 番までは全て賃借権で新規設定。

次に、45 頁、169 番から 173 番までは全て賃借権で新規設定。

次に、46 頁、174 番から 176 番までは全て賃借権で新規設定。

次に、47 頁、177 番から 180 番までは全て賃借権で新規設定。

次に、48 頁、181 番、182 番は賃借権で新規設定。

次に、49 頁、183 番、184 番は賃借権で新規設定。

次に、50 頁、185 番から 187 番までは全て賃借権で新規設定。188 番は議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明いたします。189 番は賃借権で再設定。

次に、51 頁、190 番から 64 頁の 233 番までは設定期間が 10 年です。51 頁、190 番から 192 番までは全て賃借権で新規設定。

次に、52 頁、193 番、194 番は賃借権で新規設定。195 番は次の頁にかけて、使用賃借権で新規設定。

次に、53 頁、196 番、197 番は賃借権で新規設定。

次に、54 頁、198 番、199 番は使用貸借権で新規設定。200 番は賃借権で新規設定。

次に、55 頁、201 番から 204 番までは全て賃借権で新規設定。

次に、56 頁、205 番から 207 番までは全て賃借権で新規設定。

次に、57 頁、208 番は使用貸借権で新規設定。

次に、58 頁、209 番から 212 番までは全て賃借権で新規設定。

次に、59 頁、213 番から 215 番までは全て賃借権で新規設定。

次に、60 頁、216 番から 219 番までは全て賃借権で新規設定。

次に、61 頁、220 番から 222 番までは全て賃借権で新規設定。223 番は使用貸借権で新規設定。

次に、62 頁、224 番は賃借権で再設定。225 番は使用貸借権で再設定。226 番は賃借権で再設定。

次に、63 頁、227 番は使用貸借権で再設定。228 番から 230 番までは全て賃借権で再設定。

次に、64 頁、231 番は賃借権で再設定。232 番、233 番は使用貸借権で再設定。

次に、65 頁、234 番、235 番は設定期間が 20 年で、使用貸借権で新規設定。以上です。

議 長 ただいま事務局から説明がありました、3 頁、1 番、2 番までの 1 年もの 2 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、3 頁、3 番から 9 頁、30 番までの 3 年もの 28 件ですが、5 頁、11 番、12 番が農業委員会の取決め制限にあたりますので、藏ヶ崎委員に退席いただき審議します。

(藏ヶ崎委員：退席)

事務局の説明をお願いします。

下 原 5 頁の 11 番、12 番は、借人藏ヶ崎委員が使用貸借権、賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 藏ヶ崎委員に係る 5 頁、11 番、12 番の 3 年もの 2 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(藏ヶ崎委員：着席)

藏ヶ崎委員に係る案件は、許可と決定いたしました。

残りの 3 年もの 26 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、10頁、31番から23頁、81番までの5年もの51件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、23頁、82番から50頁、189番までの6年もの108件ですが、36頁、134番と37頁、135番並びに43頁、163番が農業委員会の取決め制限にあたりますので、藏ヶ崎委員に退席いただき審議します。

(藏ヶ崎委員：退席)

事務局の説明をお願いします。

下原 36頁の134番と37頁の135番並びに43頁の163番は、借人藏ヶ崎委員が賃借権、使用貸借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 藏ヶ崎委員に係る6年もの3件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(藏ヶ崎委員：着席)

藏ヶ崎委員に係る案件は、許可と決定いたしました。

次に50頁、188番が、鹿屋市農業委員会規則第28条の規定に基づく議事参与の制限にあたりますので、福元副会長に退席をいただき審議します。

(福元副会長：退席)

事務局の説明をお願いします。

下原 50頁の188番は、借人福元副会長が代表を務める法人が、賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 福元副会長に係る50頁、188番の6年もの1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(福元副会長：着席)

福元副会長に係る案件は、許可と決定いたしました。

残りの6年もの104件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、51 頁、190 番から 64 頁、233 番までの 10 年もの 44 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、65 頁、234 番、235 番の 20 年もの 2 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、66 頁、「農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転について」を議題とします。  
事務局の説明をお願いします。

下 原 所有権移転について、66 頁から 69 頁です。66 頁で説明します。

公告年月日は令和 2 年 9 月 24 日、合計面積は、2 万 6 千 640 m<sup>2</sup>です。うち田 4 千 73 m<sup>2</sup>、畑 2 万 2 千 567 m<sup>2</sup>です。所有権を移転する者 10 人、所有権の移転を受ける者 10 人です。67 頁をご覧ください。1 番から 69 頁の 12 番までは、全て所有権移転協議成立したものです。以上です。

議 長 所有権移転協議が成立したもの 67 頁から 69 頁の 12 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、70 頁、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

下 原 中間管理権設定については、70 頁から 78 頁です。70 頁で説明します。

公告年月日は、令和 2 年 9 月 24 日です。合計面積は、9 万 2 千 473 m<sup>2</sup>で、うち田 4 千 173 m<sup>2</sup>、畑 6 万 1 千 804 m<sup>2</sup>、樹園地 2 万 6 千 496 m<sup>2</sup>です。利用権を設定する者 15 人、利用権の設定を受ける者 9 人で、全て新規設定であります。

始期は、令和 2 年 10 月 1 日で、期間は 5 年、10 年です。71 頁をご覧ください。貸人から公社への設定期間、権利区分別です。

1 番は、設定期間が 5 年で使用貸借権。

次の 2 番から 74 頁の 15 番までは設定期間が 10 年です。71 頁、2 番から 5 番までは全て賃借権。

次に、72 頁、6 番から 8 番までは全て賃借権。

次に、73 頁、9 番から 12 番までは全て賃借権。

次に、74 頁、13 番から 15 番までは全て賃借権。



次の16番からは、公社から借人への転貸設定です。16番は設定期間が5年で、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明いたします。

次の17番から78頁の25番までは設定期間が10年です。74頁、17番は賃借権。

次に、75頁、18番、19番は賃借権。

次に、76頁、20番、21番は賃借権。

次に、77頁、22番から24番までは全て賃借権。

次に、78頁、25番は賃借権。以上です。

議長 ただいま説明がありました、貸人から県地域振興公社への貸出が、71頁、1番の5年もの1件と、71頁、2番から74頁、15番の10年もの14件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、県地域振興公社から転貸設定の74頁、16番の5年もの1件ですが、議事参与の制限にあたりますので、福元副会長に退席をいただき審議します。

(福元副会長：退席)

74頁、16番について事務局の説明をお願いします。

下原 74頁の16番は、借人福元副会長が代表を務める法人が、使用賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 福元副会長に係る74頁、16番の5年もの1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(福元副会長：着席)

福元副会長に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に残りの74頁、17番から78頁、25番までの10年もの9件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、79頁、議案第45号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下原 議案第45号、79頁から84頁です。84頁で説明します。今回は所有権移転24件です。内訳は、田11筆、1万2千675㎡、畑21筆、2万1千240㎡、他1筆、990㎡、計33筆、3万4千905㎡です。

初めに、79頁です。1番は、畑399㎡の贈与です。2番は、畑307㎡の売買です。3番は、

畑 2 千 359 m<sup>2</sup>の売買です。4 番は、田 1 千 240 m<sup>2</sup>、畑 459 m<sup>2</sup>、計 1 千 699 m<sup>2</sup>の売買です。

次に、80 頁、5 番は、畑 1 千 375 m<sup>2</sup>の売買です。6 番は、畑 2 千 361 m<sup>2</sup>の売買です。7 番は、牧場 990 m<sup>2</sup>の売買です。8 番は、畑 1 千 101 m<sup>2</sup>の売買です。9 番は、畑 876 m<sup>2</sup>の売買です。

次に、81 頁、10 番は、畑 2 千 291 m<sup>2</sup>の売買です。11 番は、田 491 m<sup>2</sup>の売買です。12 番は、田 1 千 174 m<sup>2</sup>の売買です。13 番は、畑 906 m<sup>2</sup>の売買です。

次に、82 頁、14 番は、畑 1 千 59 m<sup>2</sup>の売買です。次の 15 番、16 番は、自作地相互の交換です。15 番は、田 406 m<sup>2</sup>、16 番は、田 572 m<sup>2</sup>です。17 番は、畑 977 m<sup>2</sup>の売買です。18 番は、次の頁にかけて、畑 5 千 698 m<sup>2</sup>の売買です。

次に、83 頁、19 番は、畑 800 m<sup>2</sup>の売買です。20 番は、田 1 千 951 m<sup>2</sup>の売買です。次の 21 番から 84 頁の 24 番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議 長 　　ただいま事務局から説明がありましたが、引き続き調査がなされていますので、83 頁、21 番から 84 頁、24 番までを上野委員に報告をお願いします。

上 野 　　議席番号 17 の上野です。

　　去る 9 月 11 日、記載の委員と事務局で、農地法第 3 条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

　　まず、83 頁の 21 番ですが、市外取得の調査です。申請者は南大隅町佐多馬籠の方で、今回、中古物件の住宅を購入するにあたって、その隣接にある農地も併せて取得するものです。農作業に必要な農機具等は佐多に所有しているが、ここでは管理機を購入して、家庭菜園として季節の野菜など栽培するとのことでした。

　　次に、84 頁の 22 番ですが、市外取得の調査です。申請者は肝付町前田の方で、親族から農地の贈与を受けるものです。現在も肝付町で大規模な農業を営んでおり、農作業に必要な農機具等も所有しておりました。今回、取得する農地は米や飼料米などを栽培するとのことでした。

　　次に、23 番と 24 番は関連がありますので、併せて報告いたします。下限面積の調査です。申請者は市内の方で、兄と弟から農地の贈与を受けるものです。農作業に必要な農機具等は、所有しており、今回、取得する農地には米や飼料米を栽培するとのことでした。

　　以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められます。また、下限面積も超えることから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと判断されるため、調査員としては、3 条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 　　ただいま、説明、報告がありました 24 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、85 頁、議案第 46 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 議案第 46 号、85 頁です。今回は 3 件で、畑 3 筆、1 千 63 m<sup>2</sup>となっています。1 番は駐車場を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。2 番は建売住宅、カーポートを整備するもので、農地区分は 1 の 3 です。3 番は記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、85 頁、3 番を寺下委員に報告をお願いします。

寺 下 議席番号 16 番の寺下です。去る 9 月 11 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 4 条申請の現地調査を実施しましたので報告します。85 頁の 3 番ですが、申請地は川西町の工業団地の北に位置し、申請地付近は 10ha 以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行の第 2 種農地と判断されます。申請者は隣接地で保育園を経営する方で、申請地に保育園への貸駐車場を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で他のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

なお、現状が既に土砂で固められ駐車できる状態にあり、申請代理人に指導し始末書の提出を求めました。

以上、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議 長 ただいま、説明、報告がありました、許可申請 3 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、86 頁、議案第 47 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 議案第 47 号、86 頁から 89 頁です。89 頁で説明します。今回は 14 件で、畑 19 筆、1 万 6 千 448 m<sup>2</sup>となっています。86 頁をご覧ください。

1 番は一般住宅を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。

2 番は分譲宅地を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。

3 番は一般住宅を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。

4 番は堆肥乾燥施設を整備するもので、農地区分は農用地利用計画指定用途です。

次に 87 頁、5 番は建売住宅、カーポートを整備するもので、農地区分は 1 の 3 です。

6番は建売住宅、進入用道路を整備するもので、農地区分は1の3です。

7番は通路、駐車場を整備するもので、農地区分は農用地利用計画指定用途です。

8番は建売住宅、通路を整備するもので、農地区分は2の3です。

次の9番から89頁の14番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議長 　ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、87頁9番から88頁10番までを園田委員に、88頁11番、12番を川崎委員に、88頁13番から89頁14番までを寺下委員に報告をお願いします。

園田 　議席番号14番の園田です。去る9月10日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告します。

　まず、87頁の9番ですが、申請地は徳田脳神経外科の西に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりはなく、土地改良事業が施行されていますが、都市計画用途地域から500m以内に位置するため、第2種農地と判断されます。申請者は市内の建設業と不動産業を営む法人で、申請地に建売住宅3棟と車庫兼倉庫及び通路を整備する計画です。申請地は住宅等の施設が連たんしている区域に近接しているため、第2種農地の許可要件である「市街地近接農地」に該当すると判断しました。

　次に88頁の10番ですが、申請地は大浦公民館の北西に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがあるため、第1種農地と判断されます。申請者は市外の方で、申請地に一般住宅、車庫を整備する計画です。周辺は集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。以上9番、10番については、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

川崎 　推進委員の川崎です。去る9月10日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告します。

　88頁の11番ですが、申請地は井ノ上病院の北東に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行の第2種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

　次に12番ですが、申請地は吾平町の論地公民館の北東に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行の第2種農地と判断されます。申請者は市外の方で、申請地に太陽光発電施設を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、

他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。なお、申請地は周辺農地より高台にあり、雨水排水については十分な対策を行うよう指導したところです。

以上11番、12番については、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

寺下 議席番号16番の寺下です。去る9月11日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告します。

88頁の13番ですが、申請地は飯隈町の玉山神社の北に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行の第2種農地と判断されます。申請者は市外の法人で、申請地に太陽光発電施設を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。なお、申請地は周辺農地より高台にあり、雨水排水については、十分な対策を行うよう指導したところです。

次に89頁の14番ですが、申請地は田崎小学校の南に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがあるため、第1種農地と判断されます。申請者は市内の会社役員で、申請地に、役員を務める会社への貸資材置場、通路を整備する計画です。周辺は集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。以上13番、14番については、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議長 ただいま、説明、報告がありました、86頁から89頁までの許可申請14件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に90頁、議案第48号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下原 議案第48号、90頁から97頁です。91頁で説明します。右下の表をご覧ください。

今回は6件で、畑3万4千985㎡となっています。

次の92頁から97頁は、付近見取図及び施設配置計画図です。全て記載のとおりです。

なお、90頁から91頁の5番については、報告案件の農地法違反転用についてと関連です。

以上です。

議長 ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、90頁1番か

ら4番までを村山委員に、90頁5番から91頁6番までを垣内委員に報告をお願いします。

村山 議席番号15番の村山です。去る9月10日に、記載の委員と事務局で農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査を行いましたので報告いたします。

90頁をご覧ください。まず1番ですが、周辺図等は92頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申出地は鹿屋市畜産環境センターの西に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある、農用地区域内の農地です。申出人は、市内の養豚業を営む法人で、申出地に養豚排水処理施設を整備する計画です。転用目的が農業用施設であることから、許可基準の「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に2番ですが、周辺図等は93頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申出地は、笠野原小学校の西に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある、第1種農地と判断されます。申出人は、市外の法人で、申出地に建売住宅2棟を整備する計画です。申出地は、周囲の集落に接続することから、第1種農地の許可基準である「集落接続施設」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に3番ですが、周辺図等は94頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申出地は、鹿屋市衛生処理場の北に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある、第1種農地と判断されます。申出人は、市内の方で、申出地を道路向かいにあるアパートの駐車場にする計画です。申出地は、周囲の集落に接続することから、第1種農地の許可基準である「集落接続施設」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に4番ですが、周辺図等は95頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申出地は、3番と同じ場所で、周辺は10ha以上の農地の広がりがある、第1種農地と判断されます。申出人は、市内の社会福祉法人で、申出地の奥にある保育園への通路を整備する計画です。申出地は、周囲の集落に接続することから、第1種農地の許可基準である「集落接続施設」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると判断しました。

以上、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外、用途変更は支障がないと判断しました。以上です。

垣内 推進委員の垣内です。去る9月10日に、記載の委員と事務局で農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査を行いましたので報告いたします。

まず、90頁から91頁の5番ですが周辺図等は96頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申出地は、川東多目的運動広場の東に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある、農用地区域内の農地です。申出人は、市内の畜産業を営む法人で、申出地に牛舎、飼料置場、駐車場を整備する計画です。転用目的が農業用施設であることから、許可基準の「農用地利

用計画指定用途」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると判断できますが、既に整備済みの箇所もあることから、始末書の提出が必要であると判断しました。

次に6番ですが周辺図等は97頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申出地は、下名小学校の南西に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある、第1種農地と判断されます。申出人は、市内の方で、申出地に一般住宅を整備する計画です。申出地は、周囲の集落に接続することから、第1種農地の許可基準である「集落接続施設」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると判断しました。

以上、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外、用途変更は支障がないと判断しました。以上です。

議長 　ただいま、説明、報告がありました6件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

次に98頁、議案第49号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下原 　議案第49号、98頁です。今回は4件で畑3筆、4千102㎡、他2筆、1万576㎡、計5筆、1万4千678㎡です。1番は現況が畜舎用地であり、令和2年9月3日付けで用途変更が決定されましたので、非農地として認定するものです。次の2番から4番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議長 　ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、98頁、2番を園田委員に、3番、4番を入佐委員に報告をお願いします。

園田 　議席番号14番の園田です。去る9月10日、記載の2名の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

98頁の2番ですが、申請地は野里小学校の西に位置し、昭和年代から山林化しているとのことでした。隣接する農地とも段差があり、また大木等もあり状況からしても、20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

入佐 　推進委員の入佐です。去る9月11日、記載の2名の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。98頁の3番ですが、申請地は大始良西ふれあい公民館の南に位置し、昭和53年から牛舎敷地として利用しているとのことでした。建物の状況からしても20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に4番ですが、申請地は、串良公民館上小原分館の南に位置し、昭和年代から山林化しているとのことでした。状況からしても、大木等もあり、20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

議 長 　　ただいま、説明、報告があった4件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、農地に該当しない旨の非農地証明を発行します。

次に99頁、議案第50号「農地移動適正化あっせん申出について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 　　議案第50号、99頁から138頁です。今回新たに譲渡希望が118頁、225番から228番まで、次に賃貸借希望が136頁、215番から137頁、217番までですので、お目通しください。以上です。

議 長 　　ただいま、事務局から新たな申出農用地について説明がありました。これらの案件は議長からあっせん委員の指名をしますが、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、あっせん委員を指名します。

118頁、土地の所有者からの譲渡希望の225番を堀之内委員と大園委員に、226番を畠井委員と西元委員に、227番の笠之原町を寺下委員と持増委員に、227番の串良町を新村委員と上穂木委員に、228番を畠井委員と西元委員をお願いします。

136頁、賃貸借希望の215番を畠井委員と西元委員に、137頁216番を福元副会長と入佐委員に、217番を木場会長と川崎委員をお願いします。

次に、139頁「農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

下 原 　　合意解約について、139頁から151頁です。151頁で説明します。

今回は53件で、田8筆、1万1千161㎡、畑67筆、13万4千803㎡、他9筆、2万4千743㎡、計84筆、17万707㎡です。これらは全て、第18条第6項の規定により双方合意のもと、解約の通知書が提出されています。

初めに139頁です。1番は貸し手の都合。2番は借り手の都合。3番は売買のため。4番、5番は借り手の都合。

次に140頁、6番は売買のため。7番、8番は借り手の都合。

次に141頁、9番、10番は借り手の変更。11番、12番は借り手の都合。13番は借り手の



変更。

次に 142 頁、14 番から 16 番までは借り手の変更。17 番は借り手の都合。

次に 143 頁、18 番、19 番は借り手の変更。20 番、21 番は借り手の都合。

次に 144 頁、22 番は借り手の変更。23 番は借り手の都合。24 番、25 番は借り手の変更。

次に 145 頁、26 番から 28 番までは借り手の都合。29 番は借り手の変更。

次に 146 頁、30 番は貸し手の都合。31 番は交換のため。

次に 147 頁、32 番から 34 番までは借り手の都合。35 番、36 番は貸し手の都合。

次に 148 頁、37 番は貸し手の都合。38 番から 40 番までは借り手の都合。

次に 149 頁、41 番、42 番は借り手の都合。43 番、44 番は借り手の変更。

次に 150 頁、45 番から 47 番までは借り手の変更。48 番、49 番は借り手の都合。

次に 151 頁、50 番は売買のため。51 番は借り手の変更。52 番、53 番は売買のため。以上です。

議 長 ただいまの報告のとおり、139 頁から 151 頁までの 53 件の合意解約です。報告しておきます。

次に 152 頁「農地転用の申請に伴う変更について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

下 原 1 番は、第 5 回総会で審議した 5 条申請に伴う変更の手続です。隣接する土地の申請であります。前回は同時に申請されていたものを誤って、1 筆のみで審議していたものです。転用計画については、農振の用途変更時に審議されており、同時申請のため、会長専決処分  
で 1 筆追加して手続を進めましたので、報告とさせていただきます。以上です。

議 長 ただいまの報告のとおり農地転用の申請に伴う変更については、追加分を専決処分  
で手続を進めたものです。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので報告しておきます。

次に、別紙の「違反転用について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

局 長 資料は、別紙の A 4 横の地図となります。

「農地法違反転用について」ですが、6 月に九州農政局に川東町の〇〇に対する違反転用に関する投書があり、県を通じて農業委員会にも是正を求める依頼があったところで、現在、九州農政局、県、市で協議を行っているところです。現状としては、地図をご覧ください。太線に斜線があるところは、用途変更、農地転用どちらの手続もしていないところ、太線のみで囲んでいるところが農地転用手続を行っていないところとなっております、手続を行って

いない施設があることが判明しました。

要因としては、年1回実施しております農地利用状況調査の対象区域については、現況地目が農地外の場合は除外されており、農業委員等による現地調査は実施されていないため、違反転用の実態を把握できていなかったこと。周辺農地への影響や地域住民からの苦情はなかったため、是正指導につながらなかったこと。事業者は、用途変更の手続が終わったことで、農地転用の手続も終わっているという認識があったが、平成29年、30年には、補助事業を実施しており、手続きもしていることから、補助事業後の施設については、手続きの必要性は認識していたが、経営規模の拡大により、早急に施設整備が必要であったため、許可を得ず建設したこと。などが挙げられます。

今後の対応方針としては、通常、違反転用に対する処理は、違反事案が発生した場合、農業委員会が違反者へ口頭による指導を行い、応じなかった場合は、口頭又は文書による勧告を行います。それでも応じなかった場合は、県へ違反事案の報告となり、知事から中止、復旧方法の勧告と弁明書の通知となり、応じない場合は、文書による中止、復旧の命令となります。

現在、農業委員会は最初の口頭指導を行い、用途変更・違反転用について、早急に是正の手続を行うよう事業者へ指導したところですが、今回の案件は、違反転用の規模も大きいため、先に県に違反転用として正式に文書で報告したいと考えています。その際には、農業委員会の意見も添えなければなりません。農地転用の許可権者は知事となりますが、農業委員会としては、今回の違反転用施設等は、農業用施設であり許可申請が当たり前に行われていれば、許可が可能であった案件と思われること。原状復帰を求めますが、既に施設は建っており運用されていることから、原状回復が難しいと考えています。

結果として県の指導もあり、追認の農地転用許可申請を認めることと考えています。以上です。

議長 　ただいま事務局から説明がありましたが、委員の皆様からのご意見を伺いたいと思います。意見はありませんか。

郷原 　私が〇〇課にいるころ10年以上前から違反をしていることで、再三指導をした記憶があります。〇〇は違反をしていることを判っていて、このようなことをしている状態です。強力な指導をしないと聞いてくれないと思います。間違っただけは正していかなければいけないと思いますので、農業委員会としても強くこれに対応しなければならないと思います。

局長 　農業委員会も強く対応しなければならないと思いますが、農地転用に関しては、許可権者は県であります。農業委員会が独自に罰則を与えることは法律上ありません。県の指導に従

うという立場になります。県に言えるのは、このような罰則がありますとか、こうしてくださいといった、ルールに従ったお願いをしていくことはできますが、ペナルティを与えることは市ではできないので、県の指導に従っていきたくと考えているところです。

議 長 他にございませんか。

局 長 ○○には、現地に出向いて社長と面会し、話をしたところです。現在、違反転用があつて、今も建設しているのもあります。許可を受けていない今建設を進めている建物は中止するよう指導したところでございます。

議 長 他にありませんか。

それでは、県に挙げる違反転用事案報告については、農業用施設であること、原状復帰は求めますが、既に施設は建っており運用されていることから、原状回復が難しいなど、結果として県の指導もあり追認である。先程の農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定及び農地転用許可申請を進めるということによろしいですか。

「異議なし」

それでは、今後、許可申請があつた場合には、追認である。先程の農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定及び農地転用許可申請を進めることに決定します。

以上で、第6回総会に付議された議案等の審議は全て終了しました。次に、その他に入ります。委員の方々から、何かありませんか。

新 村 4番新村です。8月21日に運営委員会が開催されておりますが、事前に聞いていたのは令和3年からの担当区域の変更は聞いていたのですが、そのほか何を審議されたのかお聞かせください。

局 長 区域割について地域の話し合いの結果を聞いて、修正作業を行っているところであります、その他には特にありません。

議 長 他になければ、事務局からお願いします。

西 迫 お手元に配布してあります。令和2年度地域別農業委員会農地利用最適化推進会議が、10月8日（木）10時00分からホテルさつき苑で開催されますので、皆さんの参加をよろしくお願いいたします。当日は、「農業委員会業務必携 2020年度」を使用しますので、御持参ください、

次に、令和2年度は全地区の農業まつりは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止とすることに決定しましたので報告しておきます。

次に、全国農業会議所からお手元に配布してあります。農業委員会組織による「令和2年7月豪雨災害義援金」の募集について、7月の豪雨災害により多数の死傷者や家屋をはじめ

農地・農業施設など甚大な被害をもたらす避難を余儀なくされ新型コロナウイルス感染症の予防を講じながら復興や避難生活であり、このような状況に対し、被災農業者等へ農業委員会組織として義援金の募集活動を実施することとなりましたのでお知らせしておきます。実施期間は、当面、令和2年9月1日から10月30日までとなっております。対象者は、農業委員、最適化推進委員、農業委員会事務局職員、都道府県農業会議等であります。実施方法は、一口1,000円で10月30日（金）までに下記の指定口座に送金願います。以上です。

局長 推進委員の募集について9月11日から10月12日まで募集しておりますが、現在まだ応募がありませんので、委員の皆様の協力を得まして、募集がありますようにお手伝い頂ければと、よろしくお願いいたします。

次に人・農地プランについての報告いたします。現在、農林水産課で農家へのアンケートを実施して、その結果を地図に落とし込みしているところです。地図の落とし込みが終われば、いよいよ地域での話し合い活動になっていくということです。

今年度20地区で話し合い活動を行っていくこととなります。いつからか未定ですが、農業委員もその話し合い活動に参加することとなりますので、よろしくお願いいたします。

本日の総会終了後、運営委員会を開催しますので、運営委員の皆さんはお残りください。

それでは10月の調査委員を申し上げます。10月14日水曜日、4条・5条の調査が、有村委員、上穂木委員でございます。10月14日水曜日、農振調査が、榎原委員、永山委員でございます。10月15日木曜日、4条・5条の調査が、中塩屋委員、谷口委員でございます。10月15日木曜日、3条調査が、堀之内委員、栗山委員でございます。

10月の総会は、10月23日金曜日の9時からとなります。

議長 他にございませんか。

園田 14番の園田です。戸別訪問についてコロナウイルスの関係もあり、なかなか訪問しても会えない、夜でないと難しいことがある。電話で対応してもよいでしょうか。

局長 このような時期ですので、電話での対応でもよいと思います。

議長 他にございませんか。

ないようですので、これをもって令和2年度第6回鹿屋市農業委員会総会を閉会いたします。

局長 それでは、皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」（閉会）